

# 門真市公共工事等不当介入対応マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、門真市（以下「市」という。）が発注する公共工事等において、当該契約の受注者及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が、契約の適正な履行を妨げる社会通念上不当な要求及び暴力的な要求等を受けたときの対応について定めるものとする。

## 2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する、建設工事の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち市が発注するものをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、門真市暴力団排除条例施行規則（平成24年門真市規則第41号）第3条に規定するものをいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者をいう。
- (6) 不当介入 社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求及び工事妨害その他公共工事等の適正な施行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

## 3 不当介入の内容

本マニュアルに規定する不当介入については、具体的に次のような行為をいう。

- (1) 作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- (2) 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- (3) 労働者の雇用、特定資材の納入受入れ、物品の購入、自動販売機の設置、工事で被害を受ける可能性を口実とする下請工事の不当参入等を要求する行為等
- (4) 不当な手段又は方法による面談を要求する行為

なお、暴力団等によるものであるかどうかにかかわらず、公共工事等に関する一般的な陳情、要望や正当な要求、個別工事に係る苦情等は、不当介入には該当しない。

## 4 不当介入の報告

公共工事等の受注者等が、不当介入を受けたときは、速やかに市に報告し、又は通報しなければならない。

市は、事案の内容によっては、門真警察署に別途「被害届」を提出するよう指導

するものとする。

なお、要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあつては、受注者等は積極的に市に相談しなければならない。

## 5 不当介入に関する通報の対応

- (1) 受注者の下請負人又は情報提供者から不当介入に関する通報（以下「通報」という。）を受けたときは、事業担当課は受注者に対して通報内容の確認を行い、その結果を法務監察課に報告するものとする。
- (2) 法務監察課は、(1)の通報内容及び確認結果を門真警察署に連絡するものとする。

## 6 報告の方法

- (1) 受注者が、不当介入を受けた場合は、**様式1**「不当介入報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、速やかに事業担当課に報告しなければならない。  
ただし、急を要し、口頭による連絡を行った場合は、後日、報告書を提出するものとする。
- (2) 受注者から報告があつたときは、原則として事業担当課が聞き取りを行い、**様式2**「不当介入調査記録書」（以下「調査記録書」という。）に記録するものとする。
- (3) 事業担当課は、速やかに法務監察課へ連絡し、調査記録書を提出するものとする。
- (4) 法務監察課は、門真警察署に連絡し、不当介入についての情報共有を図るとともに、受注者等に対する聞き取りでの不明瞭な事項、門真警察署の決定事項、処理番号等を確認し、調査記録書に記録した後、速やかに事業担当課へ調査記録書を返却し、情報の共有を書面にて行うものとする。
- (5) 事業担当課及び法務監察課は、門真警察署と今後の対応策、暴力団員該当性調査の必要性及び派遣警察署員の確保等について協議し、法務監察課は、その内容を調査記録書に記録するものとする。  
また、事業担当課は、必要に応じて、工事施工体制、施工計画及び現場における施工状況等の調査を行い、その結果等を調査記録書に記録するものとする。
- (6) 事業担当課及び法務監察課は、門真警察署と共に今後の対応策等について、受注者等に対応指導するものとする。
- (7) 受注者は、今後の対応方針を決定し、報告書を作成して、事業担当課に提出しなければならない。
- (8) 受注者は、前記の対応方針に従い、不当介入への対応を行った場合は、その対応の経過として報告書を作成し、事業担当課に報告しなければならない。  
なお、事業担当課は、その内容を調査記録書に記録した後、速やかに法務監察課へ提出するものとする。法務監察課は、事業担当課より調査記録書を受けた後、速やかに門真警察署に連絡を行い、情報共有を図るものとする。
- (9) 受注者は、前記の対応方針に基づく対応結果報告について、報告書を作成して、事業担当課に提出しなければならない。  
なお、事業担当課は、その内容を調査記録書に記録した後、速やかに法務監察課へ提出するものとする。法務監察課は、事業担当課より調査記録書を受けた後、速やかに門真警察署に連絡を行い、情報共有を図るものとする。
- (10) (2)から(4)までの規定は、5 不当介入に関する通報について準用する。なお、門真警察署からの決定事項によって、(5)以降を行う場合もある。

## 7 行政措置

市は、受注者等が公共工事等における不当介入を受け入れた場合又はその報告を怠った場合は、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づき指名停止措置を行うものとする。（門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱 別表 14(6)を適用）

また、調査の結果、暴力団等による不当介入と判断した場合は、暴排条例及び門真市暴力団排除条例施行規則並びに門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に則り、必要な措置を講じるものとする。この場合において、4に定める報告は、暴排条例第9条第2項に定める報告とみなす。

## 8 細目

このマニュアルに定めのない事項については、市長が別に定める。

### 附則

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

門真市長 様

報告者(業者名)  
所在地  
電話番号  
担当者

## 不 当 介 入 報 告 書

## (第 報)

## 1. 対象工事等

工事又は名称	
対象場所	
契約期間	

## 2. 不当介入の相手方等

氏 名		人 数	人
住所・所在地			
所属団体等			
応対日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～ 時 分		
応対方法 (該当に○)	電話		文書・メール
	その他 ( )		
応対者			
不当介入の 内容 (該当に○)	苦情申立		補償要求
	職務強要		その他
	(不当介入に係る行為の内容、被害の状況等) ※詳細に記入して下さい。		
警察署への 届出の状況	届出先警察署名	門真警察署 課	
	届出日時		

3. 対応方針及び経過記録等

--	--



3. 関係資料等
